

令和 年 月 日

## 買戻特約抹消登記依頼書

栃木県住宅供給公社 理事長 様

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

下記表示物件の買戻特約抹消登記を依頼します。

記

1 不動産の表示

土 地 \_\_\_\_\_

建 物 \_\_\_\_\_

2 添付書類

全部事項証明書（写し可）  委任状（代理人による申請の場合。別紙参照）

3 登記手数料

土地のみの場合 **8,321円**  土地・建物の場合 **11,854円**

※該当する項目にを記入して下さい。

※登記手続きは一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会に依頼します。本依頼書の受付後、登記手数料につきまして一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会あて振込をお願いします。振込は受付後となりますので、特に郵送による申請の場合は、受付の状況を公社担当に御確認下さい。振込を確認後、手続きを開始いたします。

【振込先】口座名義人：いっばんしゃだんほうじん とちぎけんこうきょうしよくたくしほうしよしきようかい一般社団法人 栃木県公共嘱託司法書士協会

金融機関名：足利銀行 一条町支店（普）3376826

4 手続き終了後の書類渡しについて

直接来社  郵送（注1） ※希望する受取方法にを記入して下さい。

（注1）郵送をご希望される方は、送付用の切手（注2）が必要となりますので申請時に添付して下さい。

（注2）送料は、定形外普通郵便の場合140円、定形外簡易書留の場合460円（推奨）。

※ 申請にあたっては、別紙「買戻特約抹消手続きについて」をご覧ください。

栃木県住宅供給公社  
住宅事業部 分譲事業担当  
TEL 028-622-0463

## 買戻特約抹消登記の手続きについて

### ■申請について

- 1 関係書類を添付の上、栃木県住宅供給公社（住宅事業部分譲事業担当）窓口あて持参又は郵送により「買戻特約抹消登記依頼書」を提出して下さい。

関係書類として、依頼する物件の「全部事項証明書」（写し可）を添付して下さい。

また、代理人による申請の場合は、委任状（別紙）を添付して下さい。

(※)手続き終了後の書類渡しを郵送で希望される方は、送付用の切手が必要となりますので申請時に同封されるようお願いいたします。（下記「■手続き終了後の書類渡し」参照）

### ■登記手続について

- 1 登記手続きは一般社団法人 栃木県公共嘱託登記司法書士協会（宇都宮市幸町1番4号）に依頼します。

登記手数料	
土地のみの場合	8,321円
土地・建物の場合	11,854円

- 2 依頼の受付後、登記手数料につきまして一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会あて指定口座に振込をお願いします。振込は受付後となりますので、特に郵送による申請の場合は、受付の状況を公社担当に御確認下さい。振込を確認後、手続を開始いたします。

振込先			
口座名義人	<small>いっばんしゃだんほうじん とちぎけんこうきょうしよくたくしほうしよしきょうかい</small> 一般社団法人 栃木県公共嘱託司法書士協会		
金融機関名	足利銀行 一条町支店	口座番号	(普) 3376826

### ■手続き終了後の書類渡しについて

- 1 手続き終了後、登記完了証等をお渡しします。お渡し方法は、直接来社か郵送いずれかをお選び下さい。

郵送をご希望される方は、送付用の切手(※)が必要となりますので申請時に添付して下さい。

(※) 定形外普通郵便の場合140円、定形外簡易書留の場合460円(推奨)。

### ■手続きに要する期間について

手続き開始後、通常2～3週間程度要します。

栃木県住宅供給公社  
住宅事業部 分譲事業担当  
Tel 028-622-0463  
Fax 028-622-0493

# 委任状

(代理人による申請の場合に必要となります。)

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、後記物件について、買戻権抹消登記  
手続きに関する一切の権限を委任します。

1 登記申請の内容 買戻権抹消登記

不動産の表示

---

---

令和 年 月 日

住所

氏名

印